

利用申込受付中!

マイナンバーカードが
健康保険証として
利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁  総務省  厚生労働省

令和4年7月改訂



マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認!



どんなメリットがあるの?

・健康保険証としてずっと使える!

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える!

・オンラインで医療費控除がより簡単に!

医療費通知情報の自動入力で確定申告の医療費控除がより簡単に!

・手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!